

随意契約理由書

件名	再生密粒度アスコン単価契約（上半期）
相手方	名神工業株式会社（豊中市名神口 1-16-12）
根拠法令	随意契約 2 号該当（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
理由	舗装に使用する再生密粒度アスコンは廃棄物の減量化と再資源化に取り組むため「再資源の利用の促進に関する法律」により建設副産物として、より一層の再資源化が要請されています。 再生密粒度アスコンは 30%の再生材が混合されていますが、その作業性、付着性、耐水性等において密粒度アスコンと同等の性質を持っており、密粒度アスコンより経済性に於いて優れているものです。 舗装用合材は加熱高温を保持して舗設しなければならないため、近距離での搬入が必須です。また、維持修繕事務所の舗装作業は小規模な緊急工事であるため、小口購入も可能であることが条件となります。 これらの条件を満たす豊中市内の事業者は、名神工業株式会社一者のみであるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を行うものです。
備考	